

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の総合福祉センターの項中「(3)に」を「(4)に」に、

(3) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	—
--	---

を

(3) 地域生活リハビリ課において通所者の生活指導、職業指導又は看護の業務に直接従事することを本務とする職員	—
(4) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	—

に改め、

同表の希望の家の項及びみどり園の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する